会議録

- ○会議の名称 令和6年度第2回座間市環境審議会
- ○開催日時 令和6年10月25日(金) 午後2時30分~4時30分
- ○会議場所 座間市役所5階 5-1会議室
- ○出席者 8名(2名欠席)

委員 藤井会長、小泉副会長、若林委員、香川委員、藤井委員、小野田委員、浅岡委員、 西海委員

事務局 くらし安全部長、ゼロカーボン推進課長、温暖化対策係長、廃棄物減量係長、温暖 化対策係員2名、生活安全課長、環境保全係長、リユース推進課長、リユース推進 係員1名、クリーンセンター長

- ○公開の可否 ■公開 □一部公開 □非公開
- ○傍聴者 1名
- ○審議
 - (1) 座間市環境基本計画年次報告書(令和5年度報告案)について
 - (2) 第2次座間市環境基本計画の具体的施策について

【配布資料】

- 次第
- ・資料1:前計画の総括
- ・資料2:令和6年度第1回座間市環境審議会意見書の取りまとめ
- 資料3:座間市環境基本計画年次報告書(本編)(令和5年度報告案)
- · 資料 4: 座間市環境基本計画年次報告書(資料編)(令和5年度報告案)
- ・資料5:座間市環境基本計画年次報告書(令和5年度報告案)に対する意見書
- ・資料6:第2次座間市環境基本計画の具体的施策について

議事の概要

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 審議事項
 - (1) 座間市環境基本計画年次報告書(令和5年度報告案)について
 - (2) 第2次座間市環境基本計画の具体的施策について
- 4 閉会

~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料1及び資料2)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

小泉副会長

資料1について、基本目標1自然環境ということで、重点的な環境目標の中に「都市公園の面積」としていますが、都市公園は本来都市環境に位置づくもので、自然環境の中に位置づくものではないので、この基本目標1における都市公園の面積は基本目標2に移すべきではないかと思います。自然環境というこの中にも記載ありましたが、これは特定外来生物に関する啓発とか駆除が本来自然環境に対する施策として正しいと思います。

また、全体的に目標値について、各所管課でそれぞれ設定していると思いますが、達成しやすいような設定値であると考えられてしまいます。例えば、都市公園の面積目標値5.3㎡は、どの数値を参考にしたのでしょうか。都市公園施行令だと一人当たり10㎡を目標にしていますし、この5.3㎡が正しいかどうか、というのも一つ疑問にも思いました。

また、生活環境に関する苦情を解決した場合、100%生活環境の苦情を解決したというより、生活環境の苦情を0件にしていく方が好ましいと思いました。例えば、「100件が翌年度50件に減らすことができた。」の方が非常にわかりやすく思います。現状だと生活環境の苦情が100件、200件になっても解決したことになるのであれば、あまり好ましくない状況と感じますので、そういう意味では各目標値っていうのは、それぞれ好ましい目標値なのかを検討する必要があると思いました。

• 事務局

まず、都市公園面積について、自然環境ではなくて都市環境ではないかという質問に対しまして、こちらは前計画も第2次座間市環境基本計画でも、都市公園面積は自然環境に位置付けております。ご意見をお伺いまして、今後見直しの時期で所管課とよく調整、検討していきたいと考

えております。

続きまして、目標値の設定についてですが、所管課と協議をして目標値を設定しております。 こちらに関しましても、達成しやすさではなく、必要性を見極めながら、見直しの時期でご意見 を参考にさせていただきたいと思います。

また、目標値につきまして、現時点で既に達成している施策もあります。そちらについて、中間検証が必要であると捉えていますので、今後中間検証という方法で見直しを図っていきたいと考えております。

最後に生活環境の苦情の件数、目標値100%解決したとの記載について、件数に着目した方がいいのではないかということですが、ご意見のとおり、こちらも見直しの時期で検討します。

• 小野田委員

基本目標5の米印のところに、「電力量のデータを取ることが出来なくなりました。」とありますが、今後電力データはどのようにして収集することになるのでしょうか。データが無くても他の手法で、収集できるのかどうかも分からず、出来なくなったことしか記載がないので、どのように収集するか教えてください。

• 事務局

市内電力量のデータについてですが、第2次座間市環境基本計画の年次報告書に内包されている座間市温暖化対策実行計画(区域施策編)があり、そちらには市内でどれだけ温室効果ガスが排出されたかというデータが掲載されています。それを掲載するために国が提供している「都道府県別エネルギー消費統計」というものがございまして、そちらの数値を用いて算出しています。直近の最新データだと令和2年度になりますが、現状その方法で電力量を確認して分析する手法になります。

• 小野田委員

電力量はゼロカーボンにおいて、非常に割合を占めていると思います。CO2排出も含めてですが、座間市全体の確実な数値は本当に収集できるのか疑問に思います。

・事務局

ただいまのご質問について、補足しますと電力自由化によって、排出係数が契約する電力会社によって変わります。そのすべてを把握することができないので、温室効果ガス排出量を算出するときは、「都道府県別エネルギー消費統計」を活用しています。

· 小野田委員

それは県単位ということでしょうか。

そうです。その消費統計データの中から、神奈川県のデータを、座間市の世帯に置き換え、それで算出せざるを得ないので、現実の数値とは誤差が出てしまう可能性が少なからずありますが、現状はその手法しか持ち得ていないです。

• 小野田委員

厳密に言うと、正確に把握するのは難しいのかという気はしています。ただ、努力目標みたいなものを市民にある程度提示するならば、もう少し座間市としての取り組みというところがあってしかるべきかと思っています。

• 事務局

現状具体的に検討している方法は、市域でも、公共施設でもそうですが、やはり電気が一番エネルギーを使っており、省エネを啓発するだとか、実際に座間市全体でこれくらい温室効果ガスが排出されているという情報共有や発信が、市民の方々に伝わっていない現状があると認識しております。その周知啓発からはじめまして、協力頂ける市民や事業者さん、何より行政が意識を高めて取り組んでいくことを今後より一層加速させていく必要があると認識しております。

また、資料2のNo. 2で電力の調達について、ご意見をいただいておりますが、会社によって CO2 の温室効果ガスの排出係数が異なっているので、例えば、再エネ100%の電気を使えば、それだけ係数が低くなる、温室効果ガス排出量が減るので、まずは市が再エネ電気に切り替え、効果が高いということを公共施設で実現してアピールしていき、さらには市民の方にもこのようなやり方によって市全体の温室効果ガス排出量が減ることを啓発していくことが取組として大事と捉えております。

• 小泉委員

一世帯あたりの電力使用量ですけど、公共施設の電力使用量は年間どのように変化しているのでしょうか。

• 事務局

そちらについては、第2次座間市環境基本計画に内包している座間市地球温暖化実行計画(事務事業編)の年次報告書で記載していますので、後程御説明いたします。

~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料3「第1章、第2章(基本目標1,2)」)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

• 小泉副会長

報告書の作成方法についてですが、目標値が2030年度と西暦に表記してあり、その下の実績は令和5年と下の表は和暦で表記されています。分かりにくいと思いますので、統一した方がよいかと思います。

• 事務局

統一するように検討します。

~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料3「第2章(基本目標3,4)」)

藤井会長

ご説明ありがとうございました。

私から一つ質問があります。事業系一般廃棄物の排出量について、減量することを目標にしていますが、事業者にはどのように指導していくのでしょうか。また、現状どのように取り組んでいますでしょうか。

事務局

現状の取り組みと今後どう取り組むかについてですが、報告書にも記載があるとおり、廃プラスチック類、いわゆる産業廃棄物として処分しなくてはならないものが一般廃棄物に混ざっている現状があります。家庭での分別と知識が混ざっている事業者が散見されております。そのため「産業廃棄物であるプラスチック類を分別した上で産業廃棄物の業者に処分をお願いしてください。」と呼びかけています。また、紙類についても技術の発達によって、リサイクルできるものの品目が増えております。フードコートで出された紙をリサイクルする取り組みを行っています。そのようにリサイクルできるものが、まだあるのではないかという観点を持ち、実際に取組を紹介し、そういった取り組みを事業者として進めていただけないか、といったお話をしつつ指導している現状でございます。これからは、実際にその取り組みが出来ている事業者さんも多くいらっしゃいますので、その取り組みを広げていけるように、周知も含めて取り組んでいきたいと考えております。

藤井委員

今のお話の補足ですが、昨年8月に本格的にスタートして、一か月あたり800kgでした

が、今では1800kgくらいに上がっております。お客様の理解とフードコートを運営するお店の理解が進めば、かなり効果が出るのではないかと思います。それをトイレットペーパー等にリサイクルし、使用させていただいているのが現状でございます。

• 小野田委員

まったく知らないので教えていただきたいのですが、リサイクルできないものがありますよね。いわゆる、最後の燃えないごみの日に出すごみは、どこへ行くのでしょうか。

• 事務局

燃えないごみは、座間市リサイクル協同組合が回収しまして、市と契約しているリサイクル業者の施設へ持ち込んで処理しております。

• 小野田委員

その中でそれぞれリサイクル経路があるということでしょうか。

• 事務局

そうです。また、違う製品に生まれ変わったりだとか、細かく処理して砂にしたりだとか、そ ういった資源化、循環で処理をしております。

• 小野田委員

燃えないごみを出すことがすごく申し訳ないような気がしています。本当にこれは資源にならないという意識があって、どうしたらいいのかとずっと思っていました。

それと座間市はいわゆる焼却炉のようなものはないですよね。市民としては、他の市の焼却炉を使わせてもらっている後ろめたさのようなものが若干あります。家庭系ごみを減らそうというのは分かりやすいのですが、やはりそれは他の地域でも、いわゆる生ごみの問題はニュースになりますからね。ですが、あまり気づかない物のリサイクルはどのようにしているかを市民としてさらに知りたいと思っています。我々がもう使えないだろうと思って捨てているものが、このように生まれ変わるというのは意識づけとして効果的であると思います。

・事務局

貴重なご意見でしたので、廃棄物を所管する3課で共有しながらいい方向に進めるように検討 したいと思います。

> ~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料3「第2章(基本目標5,6)」)

• 香川委員

60ページの目標値「2030年度増加」と記載されている欄で、このグラフを見ると20回 というように記載ありますので、記載の仕方からすると63ページのように、括弧書きで(20) と記載した方が良いかと思いました。

• 事務局

ご意見を参考にさせていただいて加筆修正させていただきます。

・藤井会長

62ページの環境学習について、クリーンセンターの実績を多く掲載した方がよいと思います。 かなり実施していると認識しておりますし、PRにもなると思います。

• 事務局

確かに資源物分別の啓発活動、所管課がゼロカーボン推進課とクリーンセンターですので調整 しながら掲載を検討していきます。

• 藤井会長

素晴らしい取り組みだと思いますので、PRしていただければと思います。

• 事務局

62ページに「保育園・幼稚園・小学校・市民への環境啓発に関する環境活動を実施し、楽しくわかりやすい活動を通じて環境保全意識の向上を図ります。」とあり、一応 PR されているところがありますので、それにより一層イベントに活かしていきたいと思います。

藤井会長

44回出展とありますので、グラフなどを加えて資料にもう少し力を入れていいと思います。

• 事務局

生涯学習宅配便のメニューにありますのでこちらと合算できるかを所管課に確認し、掲載方法 を検討します。

> ~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料3「第3章」)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

• 若林委員

90ページの公共施設における再生可能エネルギーの導入施設数と進行指標として表記は施設数なので、累積でみると令和4年が5施設で令和5年は5施設ということはこの間は増加がなかったと言うことですよね。ということは、今後令和12年に向けて目標が50施設なので、残り45施設に再エネを導入する計画があるということだと思いますが、評価指標Bと評価していますが、その計画があるという理解でよろしいでしょうか。

• 事務局

令和5年度の実績に対して令和6年度で申しますと、市役所と食堂の屋上に太陽光パネルを導入しました。よって令和6年度の実績は7施設になるのですが、目標値は政府実行計画に基づいて設定しております。特に施設所管をしている資産経営課と連携強化を図りまして、市内の公共施設再整備計画との整合性も徐々に図れている状況であると認識しており、改修の時期と合わせてスムーズに導入できるように計画していますが、具体的にこの年度までに何施設まで導入するといったところには至っておらず、今後の課題として認識しております。

• 若林委員

ありがとうございます。おっしゃるとおり、施設の更新のタイミングがあるのではないかと思いましたので、このペースで目標達成できる見込みがあるかどうか聞きたかったです。

• 事務局

公共施設が老朽化していて再エネ導入できないということもあろうかと思っております。そのため、各施設への導入可能性を調査することが必要かと考えておりまして、その調査を来年度実施したいと考えております。再エネ導入にあたっての計画があるかとご質問いただきましたが、まずはその計画を作るために調査が必要かと考えております。この調査結果に応じて、導入可能と判断された施設については、先程のお話でありますように再整備計画の修繕時期を合わせ、計画を作成していけたらと思います。

・西海委員

再生可能エネルギーの導入についての実績は、市庁舎とふれあい会館の2箇所ですよね。太陽 光発電で導入を進めるのでしょうか。

現状再エネの導入ということで、考えられるのもいくつかございますが、やはり座間市内で考えると太陽光発電の導入が一番現実的であると認識しておりますので今後も太陽光発電の導入で進めていきます。

• 西海委員

そうすると現状と同じで設備の所有は他の会社ということで、座間市ではないということでしょうか。

• 事務局

今のご質問は、第1回環境審議会の時に、市庁舎とふれあい会館に太陽光を導入設置については、第三者所有の手法、PPA事業で導入したので、市の所有物ではないということで説明したことかと思いますが、確かに市庁舎とふれあい会館については、PPA事業という第三者所有で市が所有しない方法で導入をしたのですが、PPA事業が成立する施設と成立しない施設が公共施設の中でございますので、成立する施設についてはPPA事業で検討はしつつ、成立しない施設は直接設置することも考えています。

藤井会長

電力量について、72ページですが電力量をかなり使用されているので、その節電をやられていると思いますが、行き過ぎた節電になっているのではないかと思います。たまたま別の自治体にインターンシップに行った学生からの話では昼休みに全部電気を消して、17時になったらクーラーも切られ、幻滅したと話しておりまして、努力でかなり電気の削減をされるのはわかりますが、必要な電気はしっかり使っていただきたいなと思います。

• 事務局

確かに、電力の使用が大きくて「省エネを頑張らなければいけない。」というような風潮はありますが、作業の効率性や、職場環境が悪くなってしまうことは避けなければなりません。今後、施設を改修する上で、例えば高効率空調機の導入や断熱素材を使用するなど、そこに着手していくことも必要であると感じております。

藤井会長

節電しすぎて仕事の効率が落ちてしまうと本末転倒かと思いますし、快適であるというか普通 の環境でお仕事されたらと思います。行き過ぎた節電はしてほしくないです。

例えば、今年の夏は猛暑で熱中症が問題視されましたが、当然市からも注意喚起した中で、節電は節電、だけど命を守ることが大前提で「行き過ぎた節電はやめてください。」「クーラーを必要なときはかけてください。」というアナウンスをしているので、そこのバランスは、会長がおっしゃられたように重要かと認識しております。そこを意識しながら今後我々も事務を進めていきたいと思います。

~事務局から審議事項(1)について説明~(資料3「第4章、第5章、第6章」)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

· 小泉副会長

114、115ページの目標値を設定した基準について、どのような基準で設定しましたか。 例えば、115ページの熱中症搬送者数は2021年度値41名を基準としています。2021 年度の数値を基準とした根拠はどのようなものでしょうか。

• 事務局

第2次座間市環境基本計画の作成期間は令和3年から令和4年の2カ年で行いました。その中で、2か年かけて令和4年の実績というのは令和5年にならないと出てこないので、この計画は令和5年度から開始するには直近の数値が令和3年度の実績値であったため、計画策定時の最新の数値が令和3年度、当時2021年度の数値を基準値としました。

• 小泉副会長

それですと先程も指摘したとおり、西暦と和暦が混ざっているのを整理し、揃えた方がよいか と思います。

・小野田委員

興味本位で、申し訳ないのですが、林業における温暖化の影響って座間市ではどれほど受けているものでしょうか。ニュースを見ると稲が上手く育たないとか、他の作物についてもそうですが、今年も多く報道されていました。座間市で農業をやられている方もいらっしゃると思いますが、実質的に座間市の農業って温暖化の影響は受けているのでしょうか。地域によっては、それに合わせた品種改良を進めているなどがあります。座間市としても農業もある程度、守っていくのであれば、温暖化対策も必要になるのではないかと思いました。

第2次座間市環境基本計画の中に内包した気候変動度適応計画において、温暖化の気候変動に伴って影響を受けるようなものに対策することを記載されております。影響を一番受けて問題の多い農業の従事者の方に農業委員会にお願いしてアンケートをとらせていただいたということがありまして、そのアンケートの中で、「温かくなってきている時期が早まってきている。」という回答もあり、「作付けの時期が今までより早まってしまっている。」といった内容もアンケートの中で記載があったと記憶しています。本委員には、農業委員会の小泉会長がいらっしゃいますので、実際に温暖化、気候変動に伴って、市内での農業にどのような影響があるのか、お聞かせください。

· 小泉副会長

最近は農業従事者が減っています。そのような中で遊休農地、荒廃農地などの荒れている土地が、きれいに稲がなびかせているところに、ポツンポツンと島状に荒廃農地があります。荒廃農地を元の有効な農地に戻していく。そのために地域計画を、農林水産省から指示があり、10年先の農業の形を示しなさいよ、というような話があります。その中で、10年先の農地一筆一筆に対して、誰が耕作するのか、それを決めていき、その中で農耕者が、農業従事者が先ほどお話した荒廃農地に対しても、「私が規模拡大してやりますよ。」など、そのような方々が増えていって、田園風景がきれいな形で残るということが市の温暖化対策にも繋がってくるのかなと思います。荒れた農地ではなくて、常に人の手が入っている田園風景であって、それが都市環境の一つになろうかと思います。その繋がりが結果的に温暖化対策になると私は思っています。

藤井会長

なかなか答えにくい質問で準備が出来ていない面もありますけど、この議論はここまでとさせていただきます。年次報告書の内容に沿うように進めていきたいと思います。

• 若林委員

98ページのスマートハウス関連設備設置補助件数について、累計でよろしかったでしょうか。 99ページは累計と記載されていまして、累計にした方がわかりやすい記載になるかと思います。 先程の再工ネ導入施設もそうですが、目標が累計なので累計でみると分かりやすいかと思います。 もう一つは、その年にどのくらい申請を受けたのかも一つの情報だと思うので、複合グラフにしていただいて、累計は累計で目標に向かって進んでいる状況で、この年どのくらい受けたのかが分かります。例えば、累計は折れ線でその年の増加を棒グラフにするなど、両方示すことによって分かりやすさが変わると思いました。

ご意見を参考にさせていただき、加筆修正いたします。

• 藤井会長

116ページの座間市環境審議会からの提言について、昨年のものを見るとA4一枚程度のようにみえますが、こちらはどのように作っていくのでしょうか。

• 事務局

まずは事務局でひな型を作成し、審議委員の皆様に内容を精査していただくことになります。 この提言は、皆様の同意をいただいて掲載する流れになります。

• 浅岡委員

109ページの生物多様性に関するイベントを開催したとありますが、生態系保全の為、生態系への影響について情報収集を行い、その機会を設けますということで、市民を対象としたイベントについて、生涯学習としても良い取り組みかと思います。これはどこかに実績として掲載する予定はありますでしょうか。

• 事務局

こちらのイベントについては昨年の報告になりまして、谷戸山公園で携帯のアプリを使って市 民参加型で実施しました。ホームページでは、開催報告として発信はしているのですが、特に何 かにまとめて掲載する予定はありません。

・浅岡委員

計画上から漏れてしまうような内容で、重要なものもあるかなと思うので、どこかの基本目標 上に補足的に載せたりするとよいかと思いました。

• 事務局

ご意見を参考にさせていただき、検討します。

~事務局から審議事項(1)について説明~ (資料4)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

• 浅岡委員

こちらの参考資料に記載している数値が、例えば48ページの生活環境に関する苦情を解決した割合と参考資料191ページの郊外に関する苦情がリンクしているといった見方になりますでしょうか。

• 事務局

基本目標5の計画の柱5-1、5-2のところで具体的施策を掲載しておりまして、それらにリンクするような形で掲載しております。

• 浅岡委員

他のページでも割合で示されている大気汚染の話しですとか、54ページの河川水質の環境基準達成率など、具体的にどうだったのかというのは参考資料で数値を確認していくことになるのでしょうか。

• 事務局

今、例に挙げていただきました河川の水質について、分かりやすいのが146ページです。目 久尻川と鳩川の二つの河川について、縦が上流・中流・下流、そして横に様々な項目をあげてお ります。例えば、146ページですとか、あるいは147ページですとか、網掛けの箇所があり まして、そこが基準を超過したところでございます。結果、実績値は86.46%になりました。

・浅岡委員

せっかく参考資料もつけられるということなので、細かいページ数を書くのは難しいかと思いますが、例えば、「参考資料〇〇ページを参照」と記載していただけると有効活用されていいかなと思いました。

• 事務局

ご意見を参考にさせていただき、検討します。

・藤井会長

147ページの表についてですが、大腸菌の項目で上流から下流に行くほど出てこないという ことに、逆ではないかと感じますがいかがでしょうか。

事務局

原因が解明できているわけではございませんが、上流・中流・下流でそれぞれ水を採取しています。その汲み取るところの近くで、肥料や稲くずなどが混じっていると、様々な影響はござい

ます。そのため上流・中流・下流と調査しています。

• 藤井会長

取水したところの周辺の環境というか、一部分の環境に数値が依存してしまう感じですね。

• 事務局

そのとおりです。

• 香川委員

172、173ページをみていただくと、172ページの地下水汚染の状況とあり、10月に調査しております。調査結果は別表4-1のとおり、ということで右側に別表4-1があります。環境基準が測定項目の右側にあって、その右側にさらに数値が記載されております。これを見ると全部見ていかないとクリアしているかわからないと思います。素人が見ると余計にわからないのですが、147ページのように網掛けがある箇所が NG の項目だというのは、皆さんはご認識されているかとおもいますが、初見の人が見ると難しく思います。別表4-1は環境基準をクリアしているかどうかの項目セルが一個あって、例えば「OK」や「クリア」といった標記をすると親切なのかなと思いました。別表4-1に追加するのが難しいのであれば、172ページの調査結果に「すべて基準を満たしている。」といった一目で読みとれるような工夫があるとよいかと思いました。

事務局

ご意見のとおり、分かりやすい記載を検討します。

• 藤井会長

他に質問がないようであれば、これで審議事項(1)は以上とさせていただきます。ここで事 務局から報告があります。お願いします。

• 事務局

審議事項(1)について、ご審議いただき、ありがとうございました。ここでリユース推進課職員とクリーンセンター職員は退席させていただきます。よろしくお願いします。

~退席~

(リユース推進課職員、クリーンセンター職員)

• 藤井会長

それでは、審議事項(2)第2次座間市環境基本計画の具体的施策について、事務局より説明 をお願いします。

> ~事務局(生活安全課)から審議事項(2)について説明~ (資料6)

• 藤井会長

ご説明ありがとうございました。ご質問ある方はいらっしゃいますでしょうか。

· 小泉副会長

前年度、市から県に移譲になったということですが、比較的に国から県、県から市町村への移譲が多い中で、なぜ県に移譲になったのでしょうか。というのは、市が立ち入りして調査をした方がより細やかな調査ができるのかと思います。県が単独で全部の市町村を調査するのは大変なことだし、どれほどしっかりとした調査ができるか、今までの方がより市民にとっては、正しい調査、身近な調査をしていたものが、なぜ県の方に移ったのか素朴な疑問です。

• 事務局

大気汚染防止法の権限は県が持っております。そのため、これまで市が行っていた調査のため の立ち入り権限や指導権限が県に移ったという次第でございます。

· 小泉副会長

市が権限を委譲してしまったら市が立ち入り検査をできないということでしょうか。

• 事務局

そのとおりです。

· 小泉副会長

それはなぜでしょうか。より詳細な調査を市が立ち入りした方ができるような気がしています。 事が起きた時にもスムーズに対応できるように思います。

・事務局

実際には令和5年度以降、市で任意調査を継続して実施していました。その根拠としては、座間市環境基本条例がございまして、第6条に事業者の責務がございます。そこでは、「市が実施する施策につきまして積極的に協力するように努めるものとする。」と事業者の責務が規定されて

います。その中で私どもが実施する大気の調査について協力をしていただきたいということで任意で協力を求めて実施しておりますので、実際にはできるかできないかといわれますと任意で協力を求めて実施することは可能というような状況になっております。

• 小泉副会長

今まで権限を持って調査できていたのに、拒否されたら、今度からは調査ができないということで、それはすごくおかしな話しに思います。県の条例でそうなっているのであればしょうがないと思いますが、納得いきません。

• 事務局

令和4年度に権限が委譲しましたので、そのタイミングで権限がなくなったからということを理由に事業廃止をして県に委ねることも可能でしたが、いまおっしゃったように、座間市内の大気の状況を把握するということは我々も当然必要なことだと考え、しばらくの間は、座間市環境基本条例を根拠に大気の状況を把握するべきだと判断をいたしまして、令和4年~6年の三か年調査をしているところでございます。ただ冒頭で申し上げた通り、基準が超過していないということと、県でも調査をしているということで、今後は県の情報を得て、情報収集に務めるという方向に切り替えていきたいと考えて、今回提案をさせていただいた次第であります。

・若林委員

「県と結果を共有し…」と記載されていますが、これは問題なく行われるのでしょうか。つまり市の方から県の方にデータをくださいと言えば、県は間違いなくデータをくれるということは確認されていますでしょうか。

• 事務局

はい。おっしゃるとおり、県に問い合わせておりまして、照会することで結果はいただけることになっております。

・若林委員

対象となる設備についてもこれまでと変わらず、続くことを気になられているのかなと思いますけど、県が調査するので当然広域になるので、そうすると県の方も手が回らなくなり、サンプリングが小さくなってしまい、その結果、座間市の対象の事業者が県の調査の対象外となるようなことが今後起こってくるというリスクはないのでしょうか。

確かに全く同一かといわれると同一ではないです。例えば、アスベストについては、今年ですと10月の初旬に県がふれあい広場で測定しました。ただ、測定場所は私どもが測る場所とは若干違います。また、工場・事業所排ガスの分析は、権限は移りましたが、大気汚染防止法は変わりませんので、県は個別の事業所に問題が起きた時に立ち入り調査できます。測定した結果も照会すれば答えていただけるという確約はとっております。

• 藤井会長

地方分権と絡んでいることもあるかと思いますが、昔は県の権限だったのが県の条例で市町村の方に移しますということがまずあって、一旦移したけれども市町村がギブアップしてできないと言われて、それでまた県の方に権限が回収されたというパターンなのでしょうか。移譲というのは、県から市町村にというのが移譲で、ここに移譲という言葉が出てくるのが少し違うような気がします。また県の方で集約して実施するようになったというような流れで、この資料の内容になったのかなと思いました。別に県が取り上げたわけではなく、市町村で出来ない声があがって、県がまとめてやることになったのではないでしょうか。

• 事務局

専門的な能力でいうと確かに座間市と県と比べた場合、県が優れています。私ども、生活安全 課の人間は全員事務職ですが、県では博士号を持つ専門家が多く在籍しています。また、測定機 器や設備の差もあります。

・藤井会長

座間市では今の体制で調査できているにも関わらず、他の市は県に移さないと厳しい、ギブアップしていると私は思いました。

• 西海委員

違反行為があった場合に行政指導は座間市ではできないということになりますか。

・事務局

そのとおりです。

• 西海委員

そうすると違反行為を発見した場合は、県に報告するには色々な書類を揃えるための時間がか かるということでしょうか。

時間がかかるかはお答えしにくいのですが、市は県に「このような事案があります。」という情報提供はさせていただきますが、基本的な権限は県になります。

• 藤井会長

このようなルールになってしまった以上、今回のように文言を変えざるを得ないと思います。 結局それが結論になるかと思います。その分、直接的な指導がしにくくなるということになりま すが、座間市は実施できていたのに他の市町村に合わせる必要があったと私は思いました。

• 事務局

権限が県に移った詳細な経緯は全て把握できていないところもありますが、会長がおっしゃるような理由もあるかもしれません。

• 藤井会長

恐らくそういうことなのではないかなと思いました。県が事務を市に移譲する条例になっていたが、それを戻したといった形になるわけですね。

皆様、他に質問がないようであれば、これで審議事項2は以上とさせていただきます。以上を 持ちまして、本日の審議事項は全て終了しましたので、事務局へ進行を戻します。ありがとうご ざいました。

事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の予定、全て終了となります。本日は限られた時間でありましたので、他にもご意見等がございまいしたら、配布した資料5の意見書にご記入いただき、11月8日までに事務局にご提出いただけたらと思います。次回の審議会開催については、後日改めてご連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回座間市環境審議会を終了いたします。本日は ありがとうございました。